

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成24年11月2日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所長 酒井 洋一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、那覇空港滑走路増設事業において滑走路増設位置周囲に配置を予定している空港島護岸のうち、リーフの切れ目周辺に設置予定である南側護岸については、夏期を中心として南西からの高波浪が来襲し護岸を越波することが想定され、滑走路増設後において航空機の運航及び空港運用に多大な支障を来す恐れがある。

そのため本業務は、護岸からの越波量を把握した上で平面水槽を用いた実験を行うことにより、越波対策として有効な護岸断面の検討を行い護岸設計の基礎として供するものである。

平面水槽実験は、平成21年度及び22年度に算定した、リーフ上護岸の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で行う必要がある。

本業務の実施にあたっては次の特殊な技術・設備を有し、これを自在に駆使することができる能力を有している必要があることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を要請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・設備)

- ・ リーフ護岸上の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で実施可能な大規模平面水槽（サーペント型造波装置を備えた平面水槽）を有すること、及びこれを自在に駆使する能力を有し、波浪シミュレーションと乖離の少ない平面水槽実験を履行する技術。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

なお、応募者がいない場合もしくは、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の公益法人等との契約手続きに移行するものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

リーフ周辺護岸の越波量に関する研究業務

(2) 業務目的

本業務は、浅瀬やリーフ等が発達した複雑な海底地形を有する海域において、大規模平面水槽を用いた水理模型実験を行い、数値計算及び越波流量推定図に基づき算定された護岸越波量の推定精度を確認するとともに、効果的な越波対策工の検討を行うものである。

(3) 業務内容

- ① 那覇空港滑走路増設配置案のうち、空港島南側護岸からの越波に対して、算定越波量の精度を検討する。また実験により得られた越波量に対し最適な護岸断面の検討を行うものである。

(4) 履行期限

平成25年3月29日

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成24年度那覇空港監督補助業務（受託者：（株）沖技）」（以下監督補助業務）、「平成24年度那覇空港品質監視等補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下品質監視等補助業務）、「平成24年度港湾空港技術審査補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下技術審査補助業務）及び「平成24年度那覇空港発注補助業務（受託者：（財）港湾空港建設技術サービスセンター）」（以下発注補助業務）の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある者でないこと。また、監督補助業務、品質監視等補助業務、技術審査補助業務及び発注補助業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
- ⑥ 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、沖縄総合事務局から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

2) 設備・システムに関する要件

リーフ護岸上の設計波及び設計潮位の再現、及びそれらによる護岸越波実験を十分な精度で実施可能な大規模平面水槽（サーペント型造波装置を備えた平面水槽）を有すること、及びこれを自在に駆使する能力を有し、波浪シミュレーションと乖離の少ない平面水槽実験を履行する技術。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
内閣府 沖縄総合事務局 那覇港湾・空港整備事務所 品質管理課 契約審査係
電話 098-867-3710 FAX 098-860-8453

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

平成24年11月2日（金）～平成24年11月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分～17時15分まで。（1）と同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成24年11月22日（木）17時15分（1）と同じ場所に郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）又は持参により提出する。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限については、別途通知する。
- (4) 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格申請書を受理されていない場合も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定されるためには技術提案書の提出の時に於いて、一般競争参加資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は、説明書による。